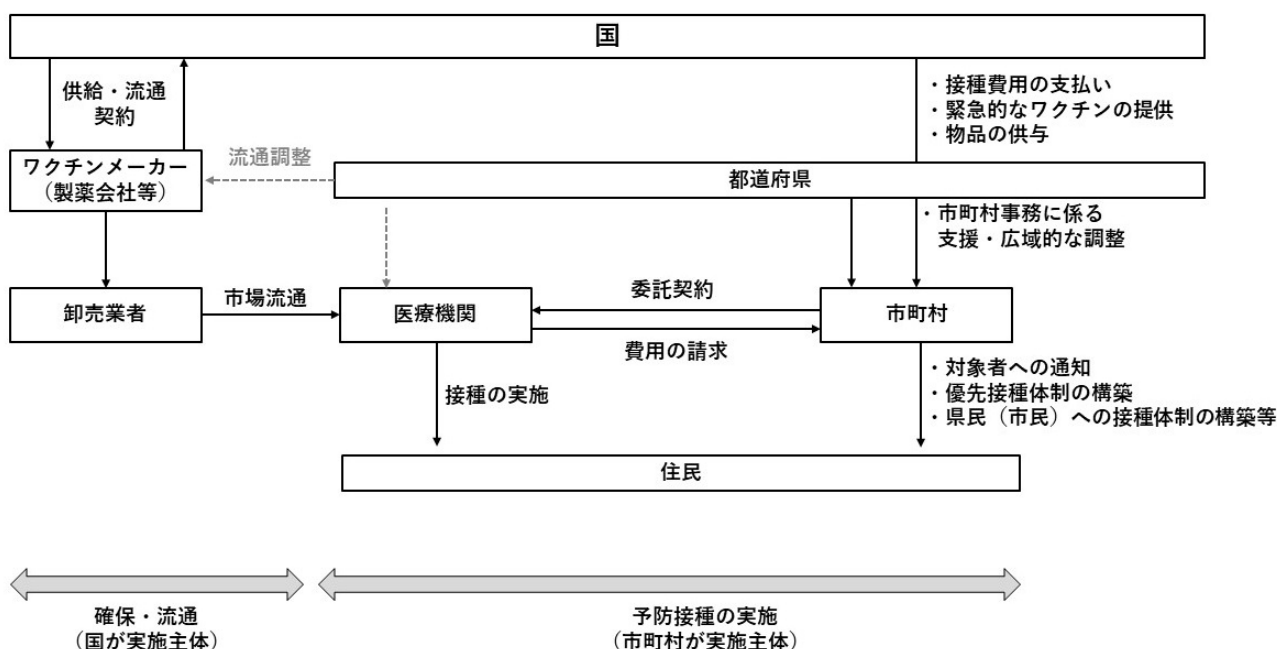


第7章 ワクチン

基本理念と目標

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から、緊急時におけるワクチンの供給体制を把握しておくことが重要である。また、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

【図17 ワクチン接種にかかる実施体制】



第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの供給を受け、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用【健康福祉部】

国及びJ I H Sは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うことから、国及び県等は大学等の研究機関を支援する。また、国及び県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

1-2. ワクチンの接種に必要な資材の把握【健康福祉部】

県及び市町村は、ワクチンの接種に必要なとなる注射針やシリンジ等の資材について、県内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。

1-3. ワクチンの流通に係る体制の整備【健康福祉部】

県は、管内市町村、群馬県医師会（以下「県医師会」という。）、県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築する。

- （ア） 管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担

1-4. 登録事業者の登録に係る周知【健康福祉部】

県は、国が作成した特定接種¹¹⁷に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、市町村の協力を得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

1-5. 接種体制の構築

¹¹⁷ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、
①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

第3部第7章 ワクチン（準備期）

1-5-1. 接種体制【健康福祉部】

市町村又は県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-5-2. 特定接種【健康福祉部】

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされる。

このため、県及び市町村並びに登録事業者は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-5-3. 住民接種【健康福祉部】

市町村又は県は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 市町村又は県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹¹⁸。
- （イ） 市町村又は県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 市町村又は県は、国の技術的な支援を受け、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-6. 情報提供・共有【健康福祉部】

県及び市町村は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図る。

¹¹⁸ 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

（1）目的

準備期に計画した接種体制等を活用し、国が確保するワクチンを、効果的に県民に接種できる体制を準備する。

（2）所要の対応

2-1. ワクチンの確保

国は、事業者が開発し薬事承認を受け、国内で製造したパンデミックワクチンについて接種に必要な量を確保する。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

2-2-1. ワクチンの接種に必要な資材の数量の調査【健康福祉部】

県及び市町村は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、県内における事業者に対して、県内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。

2-2-2. ワクチンの接種に必要な資材の確保【健康福祉部】

市町村又は県は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、国と連携し、接種に必要な量を確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 接種体制の準備【健康福祉部】

市町村又は県は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や県民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-3-2. 地方公共団体への早期の情報提供・共有【健康福祉部】

県は、国が情報提供・共有するワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を遅滞なく収集し、市町村や医師会等の関係団体に対して情報提供・共有を早期に行う。

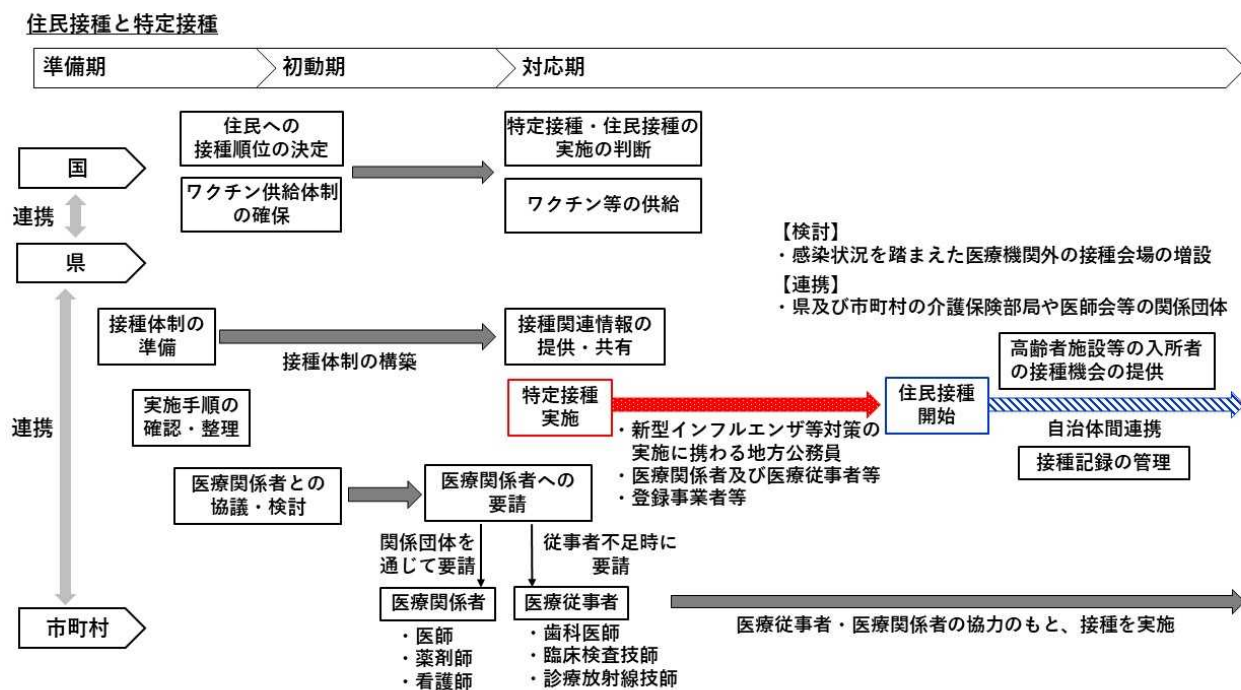
2-3-3. 接種体制の構築【健康福祉部】

市町村又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。
また、県は、大規模接種会場の設置の要否について検討し、実施が必要な場合は、必要な準備を行う。

2-3-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討【健康福祉部】

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う¹¹⁹。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、臨床検査技師、診療放射線技師等¹²⁰に接種を行うよう要請する¹²¹ことを検討する。

【図18 住民接種と特定接種】



¹¹⁹ 特措法第31条第3項及び第4項

¹²⁰ 診療放射線技師(厚生労働省令で定める者に限る。)、臨床工学技士(厚生労働省令で定める者に限る。)及び救急救命士

¹²¹ 特措法第31条の2及び第31条の3

第3節 対応期

（1）目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、市町村ほか関係機関と連携する。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 計画的な供給の管理【健康福祉部】

県及び市町村は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう国の流通管理に協力する。

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築【健康福祉部】

県は、市町村及び事業者と連携し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する¹²²。

3-1-3. ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有【健康福祉部】

- ① 県は、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供・共有を早期に行うよう、国と連携してワクチン等の製造事業者等へ要請する。
- ② 県は、ワクチン等が不足することが見込まれる場合には、国にワクチン等の生産の促進等のための所要の対応を行うよう要請する。

3-2. 接種体制【健康福祉部】

- ① 市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

¹²² 予防接種法第6条

第3部第7章 ワクチン（対応期）

- ② 市町村又は県は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
- ③ 県は、国がシステムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等について情報収集するとともに、市町村に対しても早期に情報提供・共有を進める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 特定接種の実施【健康福祉部】

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する¹²³。

3-2-1-2. 特定接種の実施方法の決定【健康福祉部】

県は、国が決定した、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位等、特定接種の具体的運用¹²⁴について、県内事業者に分かりやすく情報提供する。

3-2-1-3. 地方公務員に対する特定接種の実施【健康福祉部】

県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 住民接種の接種順位の決定【健康福祉部】

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

3-2-2-2. 予防接種の準備【健康福祉部】

市町村又は県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。

¹²³ 特措法第28条

¹²⁴ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

第3部第7章 ワクチン（対応期）

3-2-2-3. 予防接種体制の構築【健康福祉部】

市町村又は県は、県民全員が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。

3-2-2-4. 接種に関する情報提供・共有【健康福祉部】

市町村又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、住民等に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-5. 接種体制の拡充【健康福祉部】

市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-6. 接種記録の管理【健康福祉部】

県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供【健康福祉部】

県及び市町村は、ワクチンの安全性について、最新の科学的知見や海外の動向及び国から提供される予防接種後の副反応疑い報告等で得られる情報を踏まえ、適切な安全対策や県民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済【健康福祉部】

県及び市町村は、予防接種の実施により健康被害が生じた可能性がある者が速やかに救済を受けられるように、予防接種健康被害救済制度等、救済制度の周知を徹底するとともに、迅速に申請できるよう支援する。

3-4. 情報提供・共有【健康福祉部】

- ① 県及び市町村は、国と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者¹²⁵、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。県民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。
- ② 市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

¹²⁵ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。